

近代日本の同盟における応援義務に関する一考察 — 日英同盟締結 120 年を記念して —

研究幹事 庄司潤一郎

NIDS コメンタリー

第 206 号 2022 年 2 月 22 日

はじめに—日英同盟 120 周年

去る 1 月 30 日、ロンドンにおいて日英同盟が調印されてから 120 年を迎えた。日英同盟を含めて、近代日本は、延べ 10 個の（軍事）同盟を締結した。

同盟の重要な要素の一つは、武力紛争が生じた場合の応援義務である。近代日本の同盟を、援助方法のレベルにより区分すると、第一に、武力行使という狭義の応援義務を規定したものとして、1902 年の日英同盟（「協同戦闘ニ当ル」）、1932 年の日満議定書（「両国共同シテ国家ノ防衛ニ当ル」）がある¹。

第二に、武力行使を含む広範な応援義務を規定したものとして、1916 年の第 4 回日露協約（「其同盟国ニ援助ヲ与フ」）、1940 年の日独伊三国同盟（「有ラユル政治的、経済的及軍事的方法ニ依リ相互ニ援助」）、1941 年の日・タイ同盟（「有ラユル政治的、経済的及軍事的方法ニ依リ之ヲ支援」）がある。

第三に、政治経済を含めた包括的な軍事的な提携関係を規定したものとして、1894 年の日朝攻守同盟（「日本国ハ清国ニ対シ攻守ノ戦争ニ任シ朝鮮国ハ日兵ノ進退及ヒ其糧食準備ノ為メ及フ丈ケ便宜ヲ与フヘシ」）、1918 年の日華共同防敵軍事協定（「共同防敵ノ行動ヲ執ル」）、1943 年の日・ビルマ同盟（「大東亜戦争完遂ノ為軍事上、政治上及経済上有ラユル協力」）、日・フィリピン同盟（「大東亜戦争完遂ノ為政治上、経済上及軍事上緊密ナル協力」）、及び汪兆銘政権との日華同盟（「大東亜ノ建設及安定確保ノ為ニ緊密ニ協カシ有ラユル援助」）がある。

そこで本稿では、日露戦争、第一次世界大戦、及び大東亜戦争（第二次世界大戦）の帰趨と深く関係した日英同盟と日独伊三国同盟を対象として、同盟条約における応援義務の観点から、分析を行う。

1 日英同盟と日露戦争—第三国の参戦を抑止した同盟

1902 年 1 月締結された日英同盟は、清国及び韓国を適用地域として、応援義務については、以下のように規定されていた。

- ・ 「上記各自ノ利益ヲ防護スル上ニ於テ別国ト戦端ヲ開クニ至リタル時ハ他ノ一方ノ締約国ハ厳正中立ヲ守リ併セテ其同盟国ニ対シテ他国力交戦ニ加ハルヲ妨クルコトニ努ムヘシ」（第 2 条）
- ・ 「上記ノ場合ニ於テ若シ他ノ一國又ハ数国力該同盟国ニ対シテ交戦ニ加ハル時ハ他ノ締約国ハ来リテ援助ヲ与ヘ協同戦闘ニ当ルヘシ講和モ亦該同盟国ト相互合意ノ上ニ於テ之ヲ為スヘシ」（第 3 条）

すなわち、同盟国が一国のみと戦う場合は厳正中立を維持し、敵国に一国以上の国が加わった場合に参戦するという「防御同盟」で、第三国の参戦を抑止することを目的としていた。

¹ 日満議定書については、国家間の恒久的な関係を律したもので同盟ではないとの見解もある（一又正雄「同盟条約を繞る諸問題」『国際法外交雑誌』第 40 巻第 5 号 [1941 年 5 月]、33—34 頁）。

1904 年 2 月日露戦争が勃発するが、日英同盟の効果もあり、フランス（特にロシアと露仏同盟を締結していた）やドイツが参戦することはなかった。その結果、日露戦争は日英同盟の適用地域であったものの、英国に応援義務は生じなかったため、日本に対して以下のように通告した²。

「他国が彼等の同盟国に対し敵対行為に加はることを阻止する為に其全力を尽す規約上の義務を其字句に於ても精神に於ても誠実に履行するであらう」

そのため、日本は、既定の方針通りロシアと単独で戦うことになったが、他方英国は、中立を維持しつつ、戦費の調達、軍事情報の入手、国際世論の形成などの面において日本に協力した。しかし、間接的かつ限定的なものであり、「同盟の効用と限界の両面が見られた」といった指摘もなされた³。

このように、日英同盟の最大の成果は、第三国、特に露仏同盟を締結していたフランスの参戦を封じたことであった。

1905 年 8 月、英国の強い要請により、日英同盟は改訂され、第 2 回日英同盟が締結された。そこでは、適用地域が「東亜及印度」とインドまで拡大し、応援義務については、以下のように規定されていた。

「両締盟国ノ一方カ挑発スルコトナクシテ一國若ハ数國ヨリ攻撃ヲ受ケタルニ因リ又ハ一國若ハ数國ノ侵略的行動ニ因リ該締盟国ニ於テ本協約前文ニ記述セル其ノ領土権又ハ特殊利益ヲ防護セムカ為ニ交戦スルニ至リタルトキハ前記ノ攻撃又ハ侵略的行動カ何レノ地ニ於テ発生スルヲ問ハス他ノ一方ノ締盟国ハ直ニ来リテ其ノ同盟国ニ援助ヲ与ヘ協同戦闘ニ当リ講和モ亦双方合意ノ上ニ於テ之ヲ為スヘシ」（第 2 条）

すなわち、同盟国の敵国に一国以上の国が加担して参戦した場合に初めて応援義務を負うという「防御同盟」であった第 1 回から、第 2 回では同盟国が他の一国以上と戦争となった場合直ちに応援義務が生じるという「攻守同盟」へと強化されたのであった。その後、1911 年 7 月に改訂された第 3 回日英同盟により、アメリカは日英同盟の適用外とされた。

2 日英同盟と第一次世界大戦－応援義務によらない参戦

1914 年 6 月、オーストリア皇太子暗殺事件を契機に、事態は第一次世界大戦へと拡大していき、8 月 4 日には英国はドイツに宣戦布告を行った。

日英同盟の適用地域は、東アジアとインドに限定されており、ヨーロッパはその対象外であるため、日本に応援義務はなく、さらに当初英国は、日英同盟に基づき援助を求めるとはしない旨日本に通告したため、日本は「厳正中立の態度」を宣言した。一方、「日英協約の目的或は危殆に瀕する等の場合に於ては、日本は協約上の義務として必要なる措置を執るに至ることあるべし」と言及していた。義務が生ずる事例として香港や威海衛に対する攻撃を挙げ、その場合は、「直ちに、かつ殆んど自動的に同盟条約が適用されることは言うまでもない」とされていた。

その後、英国の対日姿勢は、協力要請ののち日本に対する警戒と米中の反対を懸念して打消しというように一貫性を欠くものとなり、さらに、日本が参戦した場合の戦闘区域の極限についても、日英間で対立が生じた。

最終的に、8 月 23 日、日本はドイツに宣戦布告を行ったが、対独宣戦布告の詔書では「(日英) 両国政府ハ同盟条約ノ予期セル全般ノ利益ヲ防護スルカ為ニ必要ナル措置ヲ執ルニ一致シタリ」と記されていた⁴。

² 鹿島平和研究所編（鹿島守之助著）『日本外交史 第 7 巻 日露戦争』鹿島研究所出版会、1970 年、81-82 頁。

³ 黒野耐『大日本帝国の生存戦略』講談社、2004 年、103-104 頁。

⁴ 参戦に至る経緯については、鹿島平和研究所編（鹿島守之助著）『日本外交史 第 10 巻 第一次世界大戦参加及び協力問題』鹿島研究所出版会、1971 年、第 2 章を参照。

「同盟条約ノ予期セル全般ノ利益ヲ防護」との字句にあるように、日本が参戦した理由は、直接的には日英同盟の条文によるものではなかった。第一次世界大戦は、井上馨が「日本国運の発展に対する大正新時代の天祐」と評したように、日本にとって絶好の機会であった。加藤高明外相は、閣議において、現状において日英同盟の義務によって参戦せねばならない立場にはないとしつつ、参戦の合理的理由として、「一、英国からの依頼に基づく同盟の情誼と、一は、帝国が此機会に独逸根拠地を東洋から一掃して、国際上に一段と地位を高めるの利益」を挙げていた⁵。「情誼」とは、同盟の条文上の「義務」ではないが、同盟関係という友情に基づくといった意味であった。さらに、満蒙をはじめとする中国大陆での権益拡大の好機であるといった考えも陸軍などに見られた。

ちなみに、第一次世界大戦を拡大させた要因として、同盟システム、すなわち三国同盟（独伊・オーストリア）と三国協商（英仏露）の対立が指摘される。しかし現実には、各国は同盟の応援義務に従ったのではなく、各々の判断で参戦したのであった⁶。むしろ、三国同盟のイタリアは、ドイツの行動が攻撃的であり条文の防衛的性質と抵触することを理由に中立を維持し、それどころかその後英仏の陣営に立ち、ドイツなど同盟国に宣戦布告したのであった。

3 日独伊三国同盟の締結―「空虚なる同盟」

1940年9月27日、日独伊三国同盟が締結された。「三国側の強い、決然とした、明確な態度」を要求するドイツと、対米参戦に慎重で「ゆとりのある」条約を希望した日本の海軍や外務省との妥協の産物であった⁷。応援義務については、第3条において以下のように記されていた。

「三締約国中何レカノ一国力現ニ欧州戦争又ハ日支紛争ニ参入シ居ラサル一國ニ依テ攻撃セラレタルトキハ三国ハ有ラユル政治的、経済的及軍事的方法ニ依リ相互ニ援助スヘキコトヲ約ス」

一方、三国同盟前年の1939年5月に締結された独伊軍事同盟（「鋼鉄協定」）は、「締約国の意思と希望とに反して若し締約国の一方が一国乃至二国以上の第三国との間の紛争に巻き込まれた場合は、他の一国は直ちにその同盟国となり陸、海、空のあらゆる軍事力を以て締約国を援助する」（第3条）と規定されていた。

一見して明らかなように、三国同盟は独伊軍事同盟とニュアンスが大きく異なっている。第一に、応援義務発生事由（条件）について、独伊軍事同盟は、「締約国の意思と希望とに反して若し締約国の一方が一国乃至二国以上の第三国との間の紛争に巻き込まれた場合」というように、漠然としており、どのような状況にも適用し得るものとなっていた。一方、三国同盟は、「現ニ欧州戦争又ハ日支紛争ニ参入シ居ラサル一國ニ依テ攻撃セラレタルトキ」と明確に規定していた。三国同盟と独伊軍事同盟を比較した外務省の文書は、独伊軍事同盟は同盟国から攻撃した場合も含んでいるのに対して、三国同盟は第三国より攻撃された場合であり、「遙ニ範圍狭シ」と指摘していた⁸。ドイツは、交渉において、「公然または隠密な形による攻撃」の挿入を要求し、攻撃概念の拡張を企図したが、日本は削除を要求したのであった。

⁵ 伊藤正徳編『加藤高明 下巻』加藤伯伝記編纂委員会、1929年、78-79頁。

⁶ 小野塚知二「第一次世界大戦開戦原因の謎―通説の問題点と現代的意義」同編『第一次世界大戦開戦原因の再検討―国際分業と民衆心理』岩波書店、2014年、3-4頁。小関隆・平野千果子「ヨーロッパ戦線と世界への波及」山室信一ほか編『現代の起点 第一次世界大戦 第1巻 世界戦争』岩波書店、2014年、36-37頁。

⁷ 締結に至る経緯は、鹿島平和研究所編（堀内謙介監修）『日本外交史 第21巻 日独伊同盟・日ソ中立条約』鹿島研究所出版会、1971年、第6章、及び細谷千博「三国同盟と日ソ中立条約（一九三九年～一九四一年）」日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道 新装版』朝日新聞社、1987年を参照。

⁸ 「三国条約ト独伊友好同盟条約トノ比較（昭和16年8月29日）」（「条約ノ調印、批准、実施其他先例雑件 第3巻」外務省外交史料館所蔵）。アジア歴史資料センターRef：B04013438200。

第二に、応援義務が生じた場合の援助方法である。独伊軍事同盟の「陸、海、空のあらゆる軍事力を以て締約国を援助する」に対して、三国同盟は、「有ラユル政治的、経済的及軍事的方法ニ依リ相互ニ援助」と規定されていた。ちなみに、第 2 回日英同盟は「同盟国ニ援助ヲ与ヘ協同戦闘ニ当リ」になっていた。さきの外務省の文書は、三国同盟の記述は、「独伊条約ニ比シ範圍大ナルモ援助ノ方法トシテハ程度弱キモノト謂フヘシ」と指摘し、総じて「独伊条約ニ謂フ支持ノ程度強大ナリト謂フヘシ」と総括していたのである⁹。

確かに、ドイツは交渉において、「宣戦し、相互援助」というように、軍事的結合の度合いを高めた文言の挿入を要求してきたが、前述の攻撃概念の拡張と同様に日本は拒否した。

第三に、日本の海軍が懸念していた参戦の主体性、すなわち自動的参戦義務（自主参戦問題）について、独伊軍事同盟、第 2 回日英同盟にある「直ちに」、「直ニ」の表現が三国同盟ではないのみならず、さらに日独間で交わされた交換公文では、以下のように記されていた。

「締約国力条約第三条ノ意義ニ於テ攻撃セラレタリヤ否ヤハ三締約国間ノ協議ニ依リ決定セラルヘキト勿論トス」

松岡洋右外相も、締結直前の 9 月 19 日の御前会議において、「日本が自動的に参戦の義務を持つことになるのは明白であるが、一体アメリカが参戦したか否かを決定するのは三国の協議によることとなっている。また陸海軍委員会もあってそのときの事態に応ずる研究をし、その結果を各国政府に上申し、政府がそれを決定するものであり、自主的決定である」と述べていた。

すなわち、条約の本文上では形式的に自動的参戦義務を認める一方、交換公文によりその時期・方法は日本が自主的に決定できると理解していたのであった¹⁰。

しかし、交換公文は、ハインリヒ・シュターマー特使とオイゲン・オット駐日大使が独断で処理したもので、その存在を本国には通知していなかったとされる。すなわち、日独両国は、応援義務について全く食い違った見解を持ったまま、同盟を締結したのであり、まさに「空虚なる同盟」¹¹であった。

一方、並行して進められていた日米交渉においても、米国の懸念に対応して、日本は応援義務について自動的ではなく自主的であると通告しており、こうした日本の対応についてジョセフ・グルー駐日大使は、「枢軸国との結合を空文化する用意を、実際上示した」とまで高く評価していた¹²。

4 「奇妙な戦争」—無視された応援義務

上記のように三国同盟に比べて応援義務について厳格な規定がなされていた独伊軍事同盟であったが、1939 年 9 月のドイツ軍によるポーランド侵攻及びそれにとまなう英仏両国の対独宣戦布告に際して、イタリアは中立を発表した。イタリアが、英仏に宣戦布告を宣言するのは約 9 か月後、西部戦線におけるドイツ軍による電撃戦の帰趨が決した 1940 年 6 月 10 日であった。

これに関して、外交官の田村幸策は、「伊太利は独伊同盟に依って、無条件の赴援義務を負って居るにも拘わらず開戦後十ヶ月目に漸く参戦した先例もあるから、米国が参戦したからと云って、日本が直ちに参戦するとも限らない。専ら其の当時の情勢奈何に依るのである」と評していたのである¹³。

⁹ 「三国条約ト独伊友好同盟条約トノ比較」。

¹⁰ 応援義務をめぐる日本の言論界の見解については、多比羅充「日独伊三国同盟の『参戦義務』回避をめぐる言論界の動向」『軍事史学』第 49 巻第 2 号（2013 年 9 月）を参照。

¹¹ Johanna Menzel Meskill, *Hitler & Japan: The Hollow Alliance* (New York: Atherton Press, 1966)。

¹² 義井博『日独三国同盟と日米関係』南窓社、1977 年、159—162 頁。

¹³ 田村幸策「日独伊三国同盟と国際問題 アメリカの動向」『実業之日本』第 43 巻第 20 号（1940 年 10 月）

さらに、1940 年 10 月、イタリア軍の侵攻によりイタリアとギリシャの間で戦争が勃発するが、日独両国の応援義務が問題化することはなく、曖昧であった。ドイツ軍が、劣勢であったイタリアの要請を受けて、戦略上の観点からギリシャをはじめとするバルカンに侵攻したのは、約半年後の翌 1941 年 4 月のことであった。

一方、第二次世界大戦の勃発に際して、英仏のポーランドに対する条約上の応援義務は遂行されなかった。ドイツ軍によるポーランド侵攻直前の 1938 年 8 月 25 日に、イギリス・ポーランド相互援助条約が締結された。第 1 条で、「締約国の一国が欧州における第三国の侵略によりその国と戦闘行為に入りたる場合は他の締約国は直ちにその全力を尽して、支援、援助を与える」と規定されていた。

さらに、フランスの応援義務はより具体的であった。ポーランド侵攻から 3 日後の 9 月 4 日、イギリスと同様な内容の相互援助協定をポーランドと締結したが、それは、同年 5 月に両国間で締結された軍事協定を発動させるものであった。同軍事協定は、ポーランドの有事に際しては、フランスは直ちに空軍による作戦を行い、総動員後 3 日目頃に限定的、15 日目頃には大規模にドイツに対する攻撃を開始するとされていたのである。

しかし英仏は、ドイツの侵攻から 2 日後の 9 月 3 日に対独宣戦布告は行ったものの、ポーランドの対独軍事行動開始の再三の要請にもかかわらず、武力行使をはじめとする実効的な援助を行うことはなかった。その結果、英仏とドイツの間で戦闘が生起することはなく、「奇妙な戦争」と称されたのであった¹⁴。

翌 1940 年 4 月、デンマーク、ノルウェー、5 月にベルギー、オランダ、次いでフランスにドイツ軍が電撃戦を開始することにより、「奇妙な戦争」は終わりを告げた。

5 独ソ戦の勃発と対米宣戦布告－応援義務とは無関係な開戦・参戦

1941 年 3 月松岡外相がドイツを訪問した際、ヒトラーはシンガポール攻撃を要請したが、三国同盟の応援義務の適用外でもあり、応じることはなかった。

1941 年 6 月、ドイツ軍がソ連に侵攻し、独ソ戦が開始された。日本は、三国同盟の交換公文において、ドイツは可能な限り「友好的了解ヲ増進スルニ努」め、「周旋ノ勞ヲ執ルヘシ」と約束していただけに、「複雑怪奇」と評された独ソ不可侵条約の締結に続く日本に対する背信行為であり、近衛文麿首相は、三国同盟の破棄をも考えたと言われる。

独ソ開戦からまもなく、ドイツは日本に対して対ソ軍事行動の行使を申し入れてきた。これに対して、松岡外相などの対ソ参戦論も見られたが、7 月 2 日の御前会議において、「三国枢軸ノ精神ヲ基調トスルモ暫ク之ニ介入スルコトナク」と不介入の方針を決定した。しかし、これは、日ソ中立条約によるというより、対ソ武力準備を整えながら、独ソ戦の推移を見守り、日本に有利に進展した場合は「武力行使シテ北方問題ヲ解決」との判断に基づくものであった。

独ソ戦は、ドイツ軍がソ連に侵攻したことから、三国同盟第 3 条による応援義務は生じなかったが、イタリアは、開戦当日の 6 月 22 日に、ソ連に対して宣戦布告を行った。

一方、1941 年 12 月 8 日、日本の真珠湾攻撃により日米が開戦した。3 日後の 11 日、ドイツは対米宣戦布告を行い、ヒトラーは、同日国会で行われた対米宣戦布告の演説において、「独伊両国は今や三国同盟を適用することにより、日本の側に立って対米戦を開始するに決したのである」と述べていた¹⁵。

しかし、独ソ戦の日本と同様に、独伊に同盟上の応援義務は生じておらず、独自の判断で対米宣戦布告を

30 頁。

¹⁴ 大井孝『欧州の国際関係 1919-1946－フランス外交の視角から』たちばな出版、2008 年、529-630、647-659 頁。

¹⁵ 「ヒトラー大統領演説（対米戦争宣言）」『外交時報』第 890 号（1942 年 1 月 1 日）257-267 頁。

行った。すなわち、ドイツにとって既に米国と大西洋上で事実上の戦闘状態にあり、対米開戦は不可避であったこと、及びそのため対米戦争遂行上日本と共同で参戦することが有利と判断されたためであった。「日本とドイツの対米開戦は、それぞれ自国の利益を優先した行動であって、一見強固と見られたその同盟関係のイメージとは異なり、目的の一致した行動ではなかった」と指摘されたのである¹⁶。

いずれにしても、懸案であった、単独不講和を規定した日独伊共同行動協定の締結と同時に、対米宣戦布告がなされたが、それは、三国同盟にのっとなってなされたものではなかった¹⁷。

6 応援義務の抱える諸問題

このように、同盟における応援義務は、複雑な問題を抱えていた。第一に、同盟交渉時における応援義務発生事由の問題で、その規定は慎重さを求められ、「千差万別際限なき故、・・・これら条項は同盟条約中最も微妙であるから条約締結交渉中に於ける国家の苦心も又並々ならぬのである」と指摘されたが¹⁸、日独伊三国同盟の交渉はまさにそれを物語っている。

第二に、応援義務発生事由と思われる事案が発生した場合、同盟国の義務が直ちに発生するか否かの問題である。その点については、「応援義務を有する締約国は直ちに自動的に義務付けられるか」というと、現実の事情が条約中に明かに予測された時と雖も、締約国は条約の存在とは別に、応援義務発生事由の発生を確認する余裕が与えられるべきである」と指摘された。その上で、応援義務が履行される時は問題ないが、「然らざるときは種々の口実が設けられるのは止むを得ざるところであろう」とされたのである¹⁹。特に、第一次世界大戦におけるイタリアの例が象徴するように、応援義務発生事由に関して、敵の攻撃もしくは侵略的行為、さらに挑発があったか否かの判断は難しい問題であり、最終的には、「他方の同盟国が各其国の最高政策最大利益に適する認定を為すに至るは自然の勢いである」とまで言及されたのであった²⁰。

第三に、応援義務の援助方法に関して、最大のものは武力行使（参戦）であるが、「伸縮性を有すべき」でそれ以外の方法もあり、「すべからくこの援助方法については自由なる解釈を与えるべきである」と指摘されていたのである²¹。

いずれにしても、戦争勃発時における同盟国の応援義務における発生事由、援助方法、及び適用地域などは微妙な問題であり、特に武力行使が現実に行われたことはほとんどなく、ハードルは高いものであった。一方、第一次世界大戦への日本の参戦や日米開戦時におけるドイツの対米参戦などに見られるように、同盟の応援義務に該当しない場合でも、国益に基づいて参戦した事例もある。

おわりにー「日米同盟」への示唆

国際政治学者の K. J. ホルスティは、同盟における応援義務の規定は、同盟諸国の行動を予測することにより国際社会の安定に寄与すると同時に、危機の際に決定的な要素であるとしたうえで、「しかし、条約の規定

¹⁶ 義井みどり「日独伊共同行動協定の締結とドイツの対米宣戦布告」『国際政治』第 91 号（1989 年 5 月）97 頁。

¹⁷ ドイツの対独参戦については、同上のほか、大木毅「ドイツの対米開戦（一九四一年）ーその政治過程を中心にー」『国際政治』第 91 号（1989 年 5 月）、ゲルハルト・クレプス「ドイツの太平洋戦争参加に関する諸問題」『軍事史学』第 27 巻第 2・3 合併号（1991 年 12 月）を参照。

¹⁸ 一又「同盟条約を繞る諸問題」49 頁。

¹⁹ 同上、49-51 頁。

²⁰ 立作太郎「日英同盟協約上の義務」『外交時報』第 269 号（1916 年 1 月 15 日）135-137 頁。

²¹ 一又「同盟条約を繞る諸問題」55 頁。

から同盟諸国の行動を完全に予測できるというのではないこと、そして危機の際に同盟諸国がとる反応の型はほぼその時の状態によって決まるということを認めなければならない」と指摘していたのである²²。

さらに、ある外交史家は、「保障や同盟の破毀、Casus foederis（筆者注：応援義務発生事由）に関する争、歴史はこれらの例に充ちている。・・・ある国が不正と思う争や、何の配当もないような目的のためにその国の剣を抜かせようとしてその約束に頼ることは絶対にいけない」と述べていた²³。

一方、独ソ不可侵条約や独ソ戦などのドイツの度重なる条約侵犯にもかかわらず、ドイツ敗北まで日本が同盟を破棄しなかったことが物語るように、同盟の義務は国際信義上順守すべきであると「律義」に考えがちであるところに、日本人の同盟観の特徴があると言えよう²⁴。

ちなみに、現行の日米安保条約では、応援義務について、「日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する」（第 5 条）と規定されている。援助方法に関しては、アンザス条約や米韓相互防衛条約と同様の記述であるが、「個別的又は集団的自衛権を行使して、・・・その必要と認められる行動（兵力行使を含む。）を個別的に及び他の締約国と共同して直ちに執ることにより、その攻撃を受けた締約国を援助することに同意する」（第 5 条）との NATO の規定と比較して曖昧で緩いとの印象は免れない。

したがって、しばしば尖閣諸島が日本の施政権下にあり日米安保条約の対象であるというように、応援義務に関して、適用地域が重要視されているが、その発生事由や援助方法も重要な問題であり、無視することはできないであろう。

第二次世界大戦における日独伊三国同盟や英仏とポーランドの関係が物語るように、不完全な同盟下においては、応援義務が実行されなかった。日本は、こうした歴史の教訓を踏まえ、平時から、共通の価値観に立脚しつつ日米関係を多面的に強化すると同時に、「日米同盟」²⁵の質をより高めておくことが必要であろう。

(2022 年 2 月 21 日脱稿)

プロフィール

profile

研究幹事

庄司 潤一郎

専門分野：近代日本軍事・政治外交史、
歴史認識問題

本欄における見解は、防衛研究所を代表するものではありません。
NIDS コメンタリーに関する御意見、御質問等は下記へお寄せ下さい。
ただし記事の無断転載・複製はお断りします。

防衛研究所企画部企画調整課

直 通：03-3260-3011

代 表：03-3268-3111（内線 29177）

F A X：03-3260-3034

※ 防衛研究所ウェブサイト：<http://www.nids.mod.go.jp/>

²² K. J. ホルスティ（宮里政玄訳）『国際政治の理論』勁草書房、1972 年、152—153 頁。

²³ 一又「同盟条約を繞る諸問題」83—84 頁。

²⁴ 戸部良一「二〇世紀における日本の同盟政策」三宅正樹ほか編『検証 太平洋戦争とその戦略 2 戦争と外交・同盟戦略』中央公論新社、2013 年、28—30 頁。小野塚「第一次世界大戦開戦原因の謎」4 頁。

²⁵ 「同盟」の字句を最初に使用したのは、福田赳夫首相の 1977 年 3 月訪米時のスピーチと言われる（「この同盟関係は、日米双方にとって、その基本的な利益に資するものであると信じます」）。公式文書での最初の使用は、鈴木善幸首相・レーガン大統領首脳会談における共同声明である（「日米両国間の同盟関係は、民主主義及び自由という両国が共有する価値の上に築かれていることを認め、両国間の連帯、友好、及び相互信頼を再確認した」）。ちなみに、『防衛白書』では、1991 年版において初めて言及された（「日米安全保障体制を基軸とする日米同盟関係は、日本の外交の基盤となっている」、「日米安全保障体制に裏付けられた強固な日米の同盟関係は、重要な役割を果たしている」）。